

聖隷クリストファー大学学友会クラブ室使用規則

(目的)

第1条 この規則は、聖隷学園施設、設備及び備品使用規程第10条の規定に基づき、聖隷クリストファー大学学友会クラブ室(以下、「クラブ室」という)の使用について必要な事項を定めます。

(使用の範囲)

第2条 クラブ室は、聖隷クリストファー大学の学生がクラブ・サークル活動で使用するためのものであり、この目的以外には使用できません。なお、この規則でいう「クラブ室」とは学友会室1、3、4、5をいいます。

(使用責任者)

第3条 クラブ室の使用にあたっては、学友会会長が使用責任者となります。

(使用の原則)

第4条 クラブ室を使用するにあたっては、学生サービスセンターにおいて所定の手続きを行ってください。

(使用時間)

第5条 クラブ室の使用時間は、原則として以下のとおりとします。
平日 8時30分から21時まで
土曜日 8時30分から17時まで

2. 日曜日、国民の祝日及び聖隷クリストファー大学が定める休日は使用できません。
3. 長期休業期間において、事務部が業務を行わない期間は使用できません。
4. その他、行事、入試等により使用できない場合があります。

(使用上の諸注意)

第6条 クラブ室を使用するにあたっては、以下のことを遵守して使用してください。

- (1) 使用者は使用後に清掃し、常に整頓に努めてください。
- (2) 飲酒、喫煙はしないでください。
- (3) 設備・備品は乱暴に扱わないでください。
- (4) クラブ・サークル活動で使用する物品は、定められた場所に置いてください。
- (5) 室内への危険物の持ち込み、火器の使用は禁止します。
- (6) 使用後は、電気、空調、施錠を確認して退室してください。

(使用の制限)

第7条 クラブ室を使用するにあたっては、その使用目的、使用状況に問題があり、クラブ室管理上支障が生じたときは、学生部長と学生サービスセンター長が協議の上、クラブ室の使用を制限する場合があります。

(設備・備品の破損)

第8条 クラブ室の設備、備品を破損もしくは故障させた場合は、速やかに学生サービスセンターに届け出、その指示に従ってください。

(電気使用料の支払い)

第9条 クラブ室の電気料金については、年度毎に学友会から聖隷学園に支払うこととします。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、学生支援協議会の意見を聞いて大学部長会が行う。

附 則 この規則は2005年4月1日から施行する。